

居住困難区域内住宅用地に係る代替住宅用地の特例

(1) 対象区域内住宅用地要件

居住困難区域設定指示が行なわれた日において、当該居住困難区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地として使用していた土地

(2) 特例対象土地要件

対象区域内住宅用地の代わりとして取得した土地（当該住宅用地に代わるものであると市長が認めるものに限り、以下「代替住宅用地」という。）

(3) 取得期間

居住困難区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に取得された土地

(4) 特例の内容

代替住宅用地のうち、固定資産税の対象区域内住宅用地相当部分の面積に係る税額について、取得の翌年から3年間、1戸当たり200㎡までの部分は6分の1に、それ以外（家屋の床面積の10倍まで）は3分の1に相当する額を減額します。（家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地は除きます。）

◎ 添付書類

- 1 対象区域内住宅用地及び代替土地の所有者の氏名及び住所、当該対象区域内住宅用地及び代替土地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内住宅用地を居住困難区域指示が行なわれた日において居住困難区域設定指示区域内に所有していた旨を証する書類
- 2 対象区域内住宅用地を確認できる書類及び代替土地を代替住宅用地として使用する予定であることを約する書類 ⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」等
- 3 対象区域内住宅用地の面積及び代替土地の面積を証する書類 ⇒ 「登記済通知書」等
- 4 代替住宅用地の所有者が、対象区域内住宅用地の所有者の相続人 ⇒ 「戸籍謄本」(写)
- 5 従前土地所有者の3親等内の親族で代替土地の上に新築される家屋に従前土地所有者と同居する予定である者 ⇒ 「戸籍謄本」(写)「住民票」(写)「従前土地所有者と同居する予定であることを約する書類」
- 6 合併後存続する法人、合併により設立された法人であることを証する書類 ⇒ 「法人の登記簿謄本」(写)

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※ 必要に応じて被災住宅用地の所在する市町村へ問い合わせさせていただく場合があります。